

議案第七十二号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について

次のとおり過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年九月十九日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年九月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（昭和五十六年三朝町条例第十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二年三月三十一日以前に取得した課税免除対象固定資産で、この条例の施行の際現に廃止前の過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第二条の規定の適用を受けている課税免除対象固定資産に係る課税免除については、なお従前の例による。